

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

子どものセーフガーディングの行動規範

- 民族、肌の色、ジェンダー、言語、宗教、政治的その他の意見、国籍、民族的または社会的
出自、持ち物、障がいの有無、出生その他の地位にかかわらず、一人ひとりの子ども¹の尊厳
と、かけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 子どもに対して、次のような言葉を使ったり、態度をとったりしません：子どもの年齢的や
文化的に不適切な、攻撃的な、侮辱的な、屈辱的な、性的に挑発的な言葉や態度。
- どのような形態であっても、子どもを性的な関係や活動に関わらせません。これには、性的
なサービスや行為に対する支払いを伴う活動も含まれます。
- 子どものいる場所で活動する場合、可能な限り、一人ではなく、他の成人もいる場所で行動
します。
- 子どもが緊急的な傷害リスクや危険に見舞われている時を除いては、保護者の同伴なしに子
どもだけを自宅に招き入れることはしません。
- 特段の必要性があり、組織内での許可を得られた時を除いては、組織の監督者（あるいは子
どもの保護者）なしに子どものそばで寝ることはしません。また、その際にも、可能な限り
他の成人がそばにいるようにします。
- コンピューター、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ等の活用やソーシャルメディアの利用を
適切に行い、決して子どもを搾取したり侮辱したりしません。また、いかなるメディアを通
しても子どもの搾取画像等にアクセスすることはしません。
- 子どもに体罰を加えません。
- 年齢や成長段階に照らし合わせて不適切とみなされる家事手伝いや、その他の労働に子ども
を雇うことによって教育や余暇の時間を妨げることや、危険な場所で労働に従事させること
はしません。
- 日本ならびに活動地域の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- 子どもの搾取や虐待、子どものセーフガーディング方針に抵触する懸念や申し立てについ
て、適切な手順に沿って速やかに報告します。
- チャイルド・ファンド・ジャパンの活動に関わる以前・以降のものを問わず、子どもの搾取
と虐待に関わる全ての嫌疑や前科について速やかに開示します。

¹ 子ども(Child)は、18歳未満のすべての人を指す。また、若者(Youth)は原則として15歳から24歳までのすべての人を指す。

別紙1 行動規範

子どもの写真や動画を撮る時、または子どもの画像を業務上の目的で使用する場合は、以下を遵守します。

- 子どもの写真や動画を撮る前に、個人の画像の使用に関する地域の慣習や規制を確認し、可能な限り順守します。
- 写真や動画を撮る前に、写真や動画をどのように使用するのかを説明したうえで、子どもと保護者から撮影の同意を得ます。
- 子どもの写真、動画、ビデオ、DVDは子どもの尊厳を守った形で使用します。子どもは性的なことを連想させるような挑発的な姿勢ではないこと、なおかつ適切に衣服を身に着けていることを確認します。
- 写真や動画は、脚色を加えていない、ありのままの状況や現実を表すものであることを確認します。
- 画像のラベルやメタデータ、テキスト記述を電子的に送信する場合も、また、いかなる形式で公開する場合も、子どもの特定につながる情報が漏れることがないようにします。

以上